

お客様各位

カタログ等資料中の旧社名の扱いについて

2010 年 4 月 1 日を以って NEC エレクトロニクス株式会社及び株式会社ルネサステクノロジが合併し、両社の全ての事業が当社に承継されております。従いまして、本資料中には旧社名での表記が残っておりますが、当社の資料として有効ですので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

ルネサスエレクトロニクス ホームページ (<http://www.renesas.com>)

2010 年 4 月 1 日

ルネサスエレクトロニクス株式会社

【発行】ルネサスエレクトロニクス株式会社 (<http://www.renesas.com>)

【問い合わせ先】 <http://japan.renesas.com/inquiry>

RENESAS TECHNICAL UPDATE

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-2 日本ビル

株式会社 ルネサス テクノロジ

問合せ窓口 <http://japan.renesas.com/inquiry>E-mail: csc@renesas.com

製品分類	MPU&MCU	発行番号	TN-H8*-A337A/J	Rev.	第 1 版
題名	H8SX 周辺モジュール割り込みフラグクリアの注意事項		情報分類	技術情報	
適用製品	H8SX/1650 グループ、H8SX/1653 グループ、 H8SX/1657 グループ	対象ロット等 全ロット	関連資料	下記に示す	

ハードウェアマニュアルの割り込みフラグクリアの記述に関し、注意事項の修正、及び追記がございますのでご案内申し上げます。

- 記 -

1．割り込みコントローラ使用上の注意事項の修正

【変更前】

X.X 使用上の注意事項

X.X.X 周辺モジュールの割り込み要因フラグ

システムクロックに対して周辺モジュールクロックを分周した場合、CPU によって周辺モジュールの割り込み要因フラグをクリアするときは、周辺モジュールと同期を取るために、フラグをクリアした後に当該フラグをリードしてください。詳細は、「クロック発振器に関する使用上の注意事項」を参照してください。

【変更後】

X.X 使用上の注意事項

X.X.X 周辺モジュールの割り込み要因フラグ

システムクロックに対して周辺モジュールクロックの分周によらず、CPU によって周辺モジュールの割り込み要因フラグをクリアするときは、周辺モジュールと同期を取るために、**割り込み処理ルーチン内で**フラグをクリアした後に**必ず**当該フラグをリードしてください。詳細は、~~「クロック発振器に関する使用上の注意事項」を参照してください。~~

2．クロック発振器使用上の注意事項の修正

【変更前】

X.X.X クロック発振器に関する使用上の注意事項

6. SCKCRの設定が $I\phi > P\phi$ の場合は、周辺モジュールからの信号とシステムクロックの同期をとる必要があります。

CPU命令により周辺モジュールの割り込み要因フラグをクリアする場合は、要因フラグを0にクリアした後にリードしてください。

【変更後】

記述削除

3. 周辺モジュールのステータスレジスタビット説明に追記

【修正前】

[セット条件]

説明省略(変更無し)

[クリア条件]

- ・1の状態をリードした後、0をライトしたとき

【修正後】

[セット条件]

説明省略(変更無し)

[クリア条件]

- ・1の状態をリードした後、0をライトしたとき

(割り込みを使用し、CPUによってクリアする場合、0ライト後に必ずフラグをリードしてください。)

表1 対象製品と該当モジュール一覧

対象製品	該当モジュール
H8SX/1650グループ	ADC
	SCI
	TMR
	TPU
	WDT
H8SX/1657グループ	ADC
	SCI
	TMR
	TPU
	WDT
H8SX/1653グループ	ADC
	IIC2
	SCI
	TMR
	TPU
	USB
	WDT

4. 対象製品

- 関連資料 -

H8SX/1650 グループハードウェアマニュアル (Rev.2.00 RJJ09B0024-0200H)

H8SX/1653 グループハードウェアマニュアル (Rev.1.00 RJJ09B0245-0100)

H8SX/1657 グループハードウェアマニュアル (Rev.1.00 RJJ09B0078-0100Z)

以上